

インフルエンザ予防接種の対象者および 費用の助成を拡大します



10月よりインフルエンザ予防接種は、生後6か月以上のすべての方が助成の対象となります。
また、町が委託する医療機関以外で接種した場合も助成を受けられるようになりました。

接種費用の助成について

対象年齢によって、以下のとおり手続きの方法が異なりますので、接種前にご確認ください。

1. 65歳以上、または60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の障害（身体障害者手帳1級程度）を有する方

【委託医療機関】 瀬戸病院・高田整形外科クリニック・野田医院・伴クリニック・矢部広域病院
そよう病院・熊本県医師会で広域化契約をしている医療機関

医療機関	窓口での支払い	手続き方法
委託	自己負担額 1,000円 ※生活保護受給者は無料	【町内の医療機関】 予診票は各医療機関で受け取ってください。
		【広域化の医療機関】 健康ほけん課または支所で予診票を発行します。 希望する医療機関が該当するかは、お問い合わせください。
委託外	接種費用の全額	事前に、健康ほけん課または支所での手続きが必要です。 接種費用の払い戻しについては、窓口での手続きの際に、ご案内します。

2. 生後6か月～64歳（60～64歳で上記に該当する人は除く）

【委託医療機関】 瀬戸病院・高田整形外科クリニック・野田医院・伴クリニック・矢部広域病院
そよう病院・嘉島町からしま小児科

医療機関	窓口での支払い	手続き方法
委託	自己負担額 ① 不活化ワクチン 1,000円 ② 点鼻ワクチン (2～18歳まで) 2,000円	・予診票は各医療機関で受け取ってください。 ・乳幼児については、実施していない医療機関もあるため、事前にご確認ください。
委託外	上記①②のワクチン 接種費用の全額	1. 予診票は医療機関の様式を使用してください。 2. 接種後6か月以内に、次の書類を添えて、健康ほけん課または支所で申請してください。接種費用を払い戻します。上限額は3,600円(点鼻ワクチン6,970円)です。 ・任意予防接種費用助成申請書 ・接種費用の領収書(被接種者氏名・予防接種名・接種日・医療機関名が記されたもの) ・振込み先の預金通帳の写し